



パトロール斐川

発行
斐川交番
72-0371
作成者 鳥本

秋の全国交通安全運動 ～運動重点～



＜歩行者＞歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進



＜自動車＞夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

＜自転車＞自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



自転車の交通ルール
に関する動画はこちら



っかりと

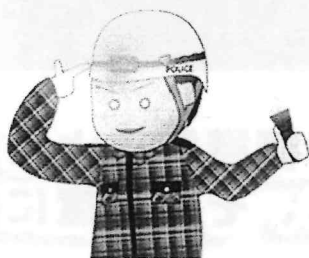
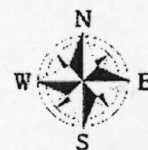


もるルールで



がう安全

山岳遭難防止のポイント



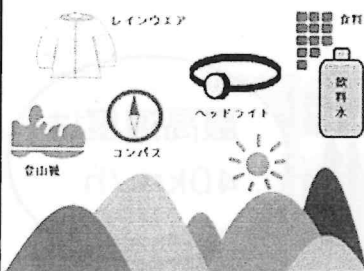
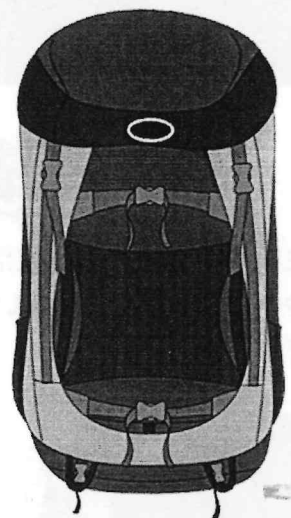
○ 経験や体力、技術に応じた無理のない
登山計画を立てましょう！

○ 単独登山はできるだけ避けて、複数人
で登山しましょう！

○ 雨具や携帯電話など、充実した装備品
や携行品を準備しましょう！

○ 家族等へ行き先や非常時の連絡方法を
告げておきましょう！

○ 登山計画書を作成し、家庭や職場、
登山口の登山届ポストに提出しましょう！



※本紙は、出雲警察署ホームページに掲載予定

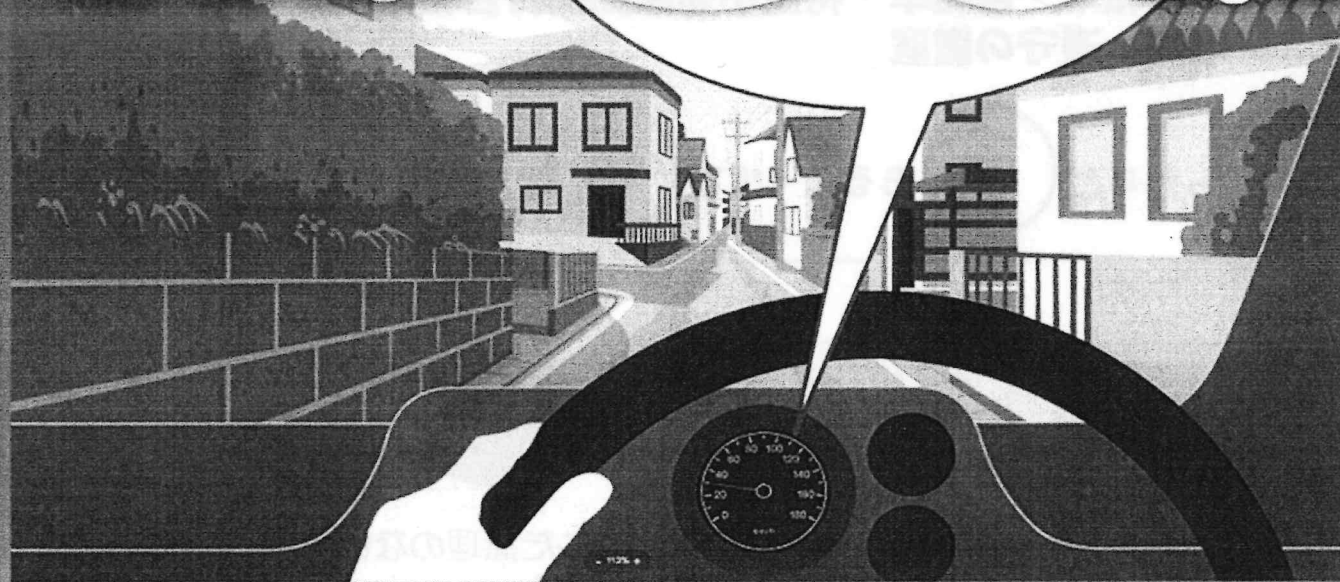


生活道路※における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に
利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線
や中央分離帯などがない比較的狭い道路のこと
です。

従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

